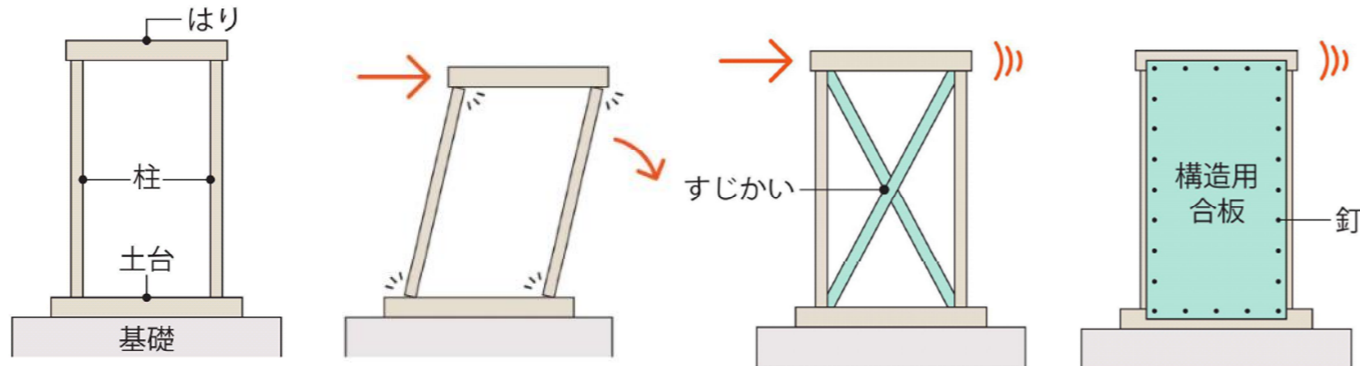


## 一般的な耐震改修工事

木造住宅で地震に抵抗する部分は壁です。一般的な耐震改修工事では、壁を強くする工事をします。壁を強くするためには、「すじかい」を入れたり、柱・はりに「構造用合板」を釘等で打ちつけます。



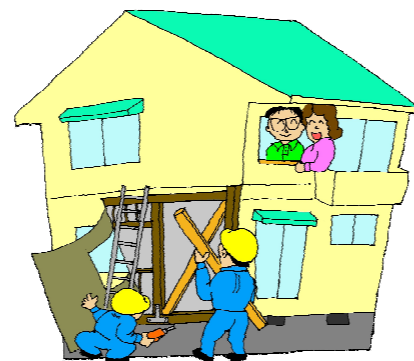
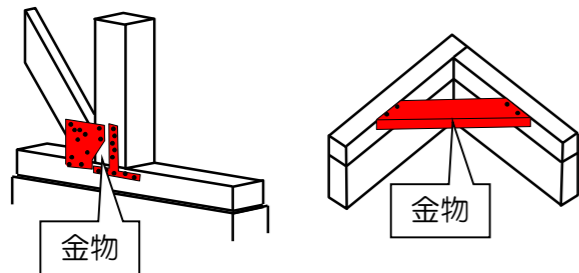
一般的な木造住宅では、基礎・土台の上に柱を立て、柱の頭をはりでつないでいます。

でも、柱とはりだけでは横からの力にほとんど抵抗できません。

そこで、すじかいを入れて端部を金物でしっかりと固定すれば、強い壁に生まれ変わります。

すじかいの代わりに構造用合板を釘で打ちつけても、すじかいと同様の効果があります。

柱が浮いたり外れたりしないよう、柱・はり・すじかい等の接合部を金物で補強します。



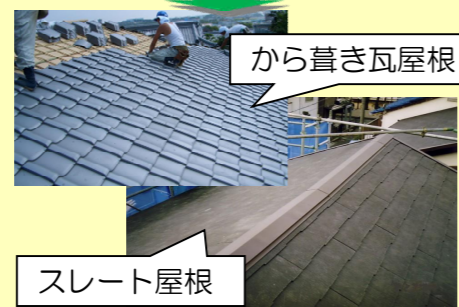
## シェルター型工事

住宅が倒壊しても一部屋の安全性を確保し、命を守ることができます。



## 屋根軽量化工事

重い屋根を軽い屋根に変えるだけで、地震時の揺れを小さくすることができます。



## 防災ベッドの設置

就寝時に地震が来たとして、身を守ることができます。



## 川西市住宅耐震改修促進事業

# 進めよう 住まいの耐震化

お申込みは市役所まで

申請期間(令和8年度)

5/1(金)~12/25(金)

建替工事費補助の申請は10/9(金)まで



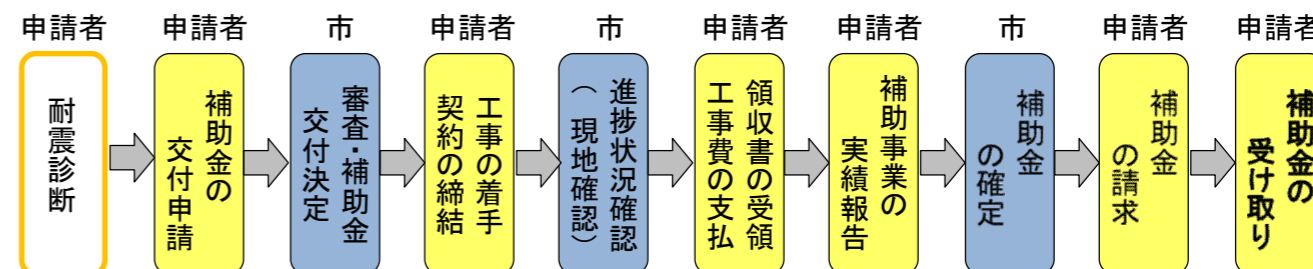
昭和56年5月以前に着工された住宅にお住まいの方へ

- 阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました
- 大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした
- いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

市ホームページ



### 申請の流れ



交付決定前に契約した場合(本事業に関して事業者と交わすいかなる契約もこれに該当する。)は、補助金を受けることはできません。

### 「簡易耐震診断」の申し込み

川西市が無料で診断員を派遣します  
診断の結果「危険」「やや危険」の場合は、「住まいの耐震化」を検討してください。

耐震診断の結果(木造戸建の場合)

評点 0.7 未満	評点 0.7以上 1.0未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

今の住まいに住み続けたい

住まいを建て替えたい

耐震改修工事をしたい

高額な耐震改修工事は困難

家全体を改修

部分的な改修

一部分のみ改修

計画策定費補助  
耐震改修補助

簡易耐震改修  
屋根軽量化工事

シェルター型工事  
防災ベッド等設置

住宅建替補助

【お申し込み窓口・お問い合わせ先】

川西市役所 5階 建築指導課 TEL:(072)740-1204(直通)



<共通事項>

対象者	・川西市内に対象となる住宅を所有する県民（マンションの場合は管理組合） 又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 ・所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の方（耐震改修計画策定費補助を除く）
対象住宅	・昭和56年5月31日以前に着工されたもの（建替補助の場合は除却する住宅） （平成17年6月1日以後に増改築している場合を除く） ・違反建築物でないもの

① 耐震改修計画策定費補助 ※6

「安全性が低い」と診断された住宅に対し、耐震改修計画とそれに伴う耐震診断に要する費用を補助

対象住宅 (※1)	耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ＜木造＞評点1.0未満 ＜鉄骨造＞Is値0.6未満 ＜(鉄骨)鉄筋コンクリート造＞Is/Iso値1.0未満
対象費用	安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用
補助金額	戸建住宅：対象費用の2/3（上限額20万円） その他共同住宅※4：対象費用の2/3（上限額12万円/戸）※3 マンション※4：対象費用の2/3（上限額あり）※3、5

② 耐震改修工事費補助 ※6

「安全性が低い」と診断された住宅を震度6強の地震において、「倒壊しない」状態になるような耐震改修工事に要する費用を補助

対象住宅	※1に同じ
対象費用	耐震改修工事に要する費用（＜木造＞評点1.0以上、＜鉄骨造＞Is値0.6以上、＜(鉄骨)鉄筋コンクリート造＞Is/Iso値1.0以上）
補助金額	戸建住宅：対象費用の4/5（上限額115万円） （対象費用が50万円未満の工事は補助対象外） その他共同住宅※4：対象費用の4/5（上限額45万円/戸）※3 マンション※4：対象費用の1/2（上限額あり）※3、5
住宅改修業者登録制度等 (※2)	補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること（ただし、マンションの場合を除く）。

③ 簡易耐震改修工事費補助

「安全性が低い」と診断された対象住宅を地震において、最低限「命を守る」ことができる状態まで耐震性能を上げる工事に要する費用を補助

対象住宅	耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ＜木造＞評点0.7未満 ＜鉄骨造＞Is値0.3未満
対象費用	耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（＜木造＞評点0.7以上、＜鉄骨造＞Is値0.3以上）※工事費のみも可
補助金額	戸建住宅：対象経費の4/5（上限額60万円） （対象費用が50万円未満は補助対象外） その他共同住宅※4：対象費用の4/5（上限額25万円/戸）※3 マンション※4：対象費用の1/2（上限額あり）※3、5
住宅改修業者登録制度	※2に同じ。

④ 屋根軽量化工事費補助

「安全性が低い」と診断された住宅を地震において、屋根の軽量化により耐震性を向上させる工事等に要する費用を補助

対象住宅	耐震診断の結果、安全性が低いと診断され、以下の基準を満たすもの		
	屋根の仕様		上部構造評点
	改修前	改修後	
	非常に重い屋根	軽い屋根	0.4
重い屋根	軽い屋根	0.5	
	非常に重い屋根	重い屋根	0.5
対象費用	現状の屋根を軽量化する工事及び併せて実施する耐震改修工事に要する費用		
補助金額	戸建住宅：対象費用（上限60万円）（対象費用が50万円未満の工事は補助対象外） その他共同住宅：対象費用の1/2（上限額25万円/戸）※3 マンション※4：対象費用の1/2（上限額あり）※3、5		
住宅改修業者登録制度	※2に同じ。		

⑤ シェルター型工事費補助

家屋が倒壊しても一部の空間を確保する「耐震シェルター」の設置工事に対する補助

対象住宅	※1に同じ
対象費用	耐震シェルター設置に要する費用（居住の用に供する部分に係る経費に限る）
補助金額	補助の対象となる経費と60万円/戸のいずれか低い方の額 （対象費用が50万円未満の工事は補助対象外） ※高齢者のみが居住する住宅の場合は事業の対象経費と85万円いずれか低い額
住宅改修業者登録制度	※2に同じ。

⑥ 建替工事費補助（戸建）※その他共同住宅、マンションについては、別途お問い合わせください

「安全性が低い」と診断された住宅を現地建替により、耐震性の確保を図る住宅所有者に対する補助

対象者	以下のすべてを満たす県民 ・除却する戸建住宅に居住している所有者（又はその2親等以内の親族） ・新築する戸建住宅の所有者、かつ、居住する者
対象住宅	除却 ・耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ※1に同じ 新築 ・建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの
対象費用	住宅の建替えに要する費用（除却のみ又は建築のみの場合は補助対象外）
補助金額	戸建住宅：対象費用の4/5（上限額115万円） （対象費用が100万円未満の工事は補助対象外）

⑦ 防災ベッド等設置助成

家屋が倒壊しても安全な空間を確保する「防災ベッド」の設置費用に対する助成

対象住宅	※1に同じ
対象費用	防災ベッド設置に要する費用（指定するものに限る）
補助金額	補助の対象となる経費と10万円/戸のいずれか低い方の額 （対象費用が10万円未満の工事は補助対象外）

※3 予算措置が必要となるため、実施予定年度の前年度の9月までにご相談ください。

※4 マンションとは、共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。その他共同住宅とは、長屋住宅を含み戸建住宅及びマンション以外の住宅をいう。

※5 補助の上限額が設定されていますので、詳しくはお問合せください。

※6 「兵庫県協力的事業者グループ登録制度」に登録された事業者が計画策定と耐震改修を実施する場合、1回の申請で2つの補助制度が利用できる「耐震改修計画・工事費パッケージ型補助」を利用できます。詳しくはお問い合わせください。